

北西部・中部・南部児童育成支援拠点事業運営業務委託にかかる公募型プロポーザル  
質問と回答について

No.		質問内容	回答
1	仕様書 4委託業務内容 (1) 事業実施 場所	委託当初は自施設内で事業を実施し、支援する児童のニーズに合わせて別の物件を賃貸することは可能か。またその場合、賃料加算はあるか。	市と事前協議のうえ、問題がなければ賃料加算も含めて可能です。ただしその場合、予算編成等の十分な調整期間が必要となります。また、新規開設にはあたらないため、改修費等の開設準備経費の加算はできません。
2	仕様書 4委託業務内容 (4) 事業内容	学齢期にもよりますが、保護者のお迎えを義務付けますか？先行事例や放課後子どもクラブなどはどのようにされているか教えてください。	本事業の利用対象となる家庭の状況から、保護者による送迎の義務化は馴染まないため、仕様書4委託業務内容(4) 事業内容に送迎支援の実施について記載しています。 なお、本事業において、本市の先行事例で保護者の送迎を求めている事例はありません。
3	仕様書 4委託業務内容 (5) 職員配置 及び要件	支援員の要件について、子育て支援員等の資格は不要か。	必ずしも資格が必要ではありません。職員の資格要件については、仕様書4委託業務内容(5) 職員の配置及び要件に記載のとおりです。
4	仕様書 4委託業務内容 (6) 職員の責 務	管理者責務について アセスメントの内容と支援計画の様式を見せていただくことは可能でしょうか。	様式は現在検討中です。
5	仕様書 4委託業務内容 (7) 地域との 連携	地域住民の代表者とは具体的にどのような人を指すか。主任児童委員など、具体的な役職者など想定しているか。	具体的な役職の想定はありません。各日常生活圏域内で活動する地域団体や地域住民との連携を目的とした提案をしてください。
6		本事業における担当者の役割は何か。	市との協議や連絡調整等、対応窓口です。
7		当該事業の実施中に起きた事故について、公的保険による補償はあるか。	公的保険による補償はありません。 仕様書5受託者の業務実施体制及び義務に記載のとおり、損害賠償保険に加入してください。
8	仕様書 5受託者の業務 実施体制及び義 務	事業実施場所の交通利便性が高いため、送迎は考えていませんが、事業実施場所と学校や自宅との移動については保険の対象となりますか？	公的保険による補償はありません。 仕様書5受託者の業務実施体制及び義務に記載のとおり、損害賠償保険に加入してください。
9		公的保険の対象にならない場合、どの範囲で独自に保険加入する必要などありますか？	仕様書5受託者の業務実施体制及び義務に記載のとおり、損害賠償保険に加入してください。補償内容の金額等の定めはありません。
10	募集要領 2委託業務内容 (4) 委託限度 額	契約期間内に、物価高騰に伴う食費、家賃、光熱費の値上げ、賃金上昇、社会保険料の負担の過多などが発生した場合、協議は可能か。	契約金額変更の必要性についての根拠を提示いただいたうえで協議が可能です。
11	その他	小学校に対し、本プロポーザルへの参加を前提としたヒアリングの依頼を行うことは可能か。	ヒアリングの依頼を行うことは差し支えありませんが、受け入れの可否については学校の判断となります。
12		市内で先行実施している児童育成支援拠点について、HPに掲載されていない拠点に連絡を取り、見学に行くことは可能か。	本プロポーザル掲載ページに記載の児童育成支援拠点以外への見学はご遠慮ください。